

水戸地方裁判所委員会（第43回）議事概要

1 日 時

令和6年11月18日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

水戸地方裁判所大会議室

3 出席者

【委員】

秋山肇、伊藤哲司、海老根功、大田健吾、小田部卓、鬼澤正美、河本雅也（委員長）、鈴木健秀、関田國作、細谷鈴路、程塚智則、三上乃理子（五十音順 敬称略）

【事務担当者等】

清水秀次郎民事首席書記官、廣岡美江刑事首席書記官、大沼剛事務局長、坂野喜隆事務局次長、内田圭介総務課長

4 議事

(1) 新任委員の紹介（河本委員）

(2) 委員長の互選

委員の互選により、河本委員を委員長として選任

(3) 第42回委員会（令和6年6月10日実施、テーマ「裁判所における若手職員の活躍について」）以降についての報告

(4) 本日のテーマ「ウェブロート論について」

ア 三上委員から、民事訴訟のデジタル化におけるウェブロート論の実施について説明

イ 301号法廷において、民事第1部田島敬太裁判官及び田村昌人主任書記官から、ウェブロート論の実演及び説明

(5) ウェブロート論実演後の質疑応答について（●委員長、○委員、■説明者）

- モニターの裁判所全景の画像が左右反転しているが、この状態が通常なのか。
- そのとおりだが、画面表示は調整可能である。
- ウェブ会議への接続ができずウェブ口頭弁論ができなかった事例はあるのか。
- 現在のところそのような事例は把握していない。仮に接続ができない場合には、弁論期日は維持できないが、電話会議による弁論準備手続期日に変更して対応することも考えられる。
- 当事者が主張立証するに当たっては、裁判官の表情を見たり、非言語的なやりとりもあると思うが、裁判官は画面に表示されるのか。また、同様に、証人尋問の場合、証人の表情などは画面で確認できるのか。
- 裁判官もパソコンを持ち込んで、ウェブ会議に参加しているので、裁判官を画面に表示することはできる。また、法廷の全景を映しているカメラを裁判官にズームすることもできる。
- 証人尋問については、現行の機材の中でカメラ位置などを工夫して、証人の映り方を検討することになると思う。証人がアップで映ることもあるので、これまで以上に証人の表情を確認できる場合もあると思う。
- Teamsの利用について、なじみにくいなどの理由で支障は生じていないか。
- 利用者の視点に立って説明を工夫していると聞いている。
- 「いいね」やチャット機能をウェブ口頭弁論で利用したりするのか。
- ウェブ口頭弁論では利用していないが、争点整理では投稿機能を利用して当事者間で情報を共有した際に、既読機能がないので、「いいね」を積極的に利用するよう呼びかけている。
- 当事者のウェブ口頭弁論の参加場所について、裁判所から何か依頼などを行っているのか。例えば電車などの公共の場所での参加なども想定し

ているのか。また、ウェブ口頭弁論の導入で裁判官として何か変わったと感ずることあるか。

■ プライバシーの問題もあるんで、代理人には、事務所の一室など密閉された場所での利用を依頼している。難しい場合には最終的にはウェブ会議の利用を認めない方向も裁判官の判断であり得る。ウェブ口頭弁論の導入により、心証が取りにくくなったということは感じていない。争点整理については、これまでは遠方であることを理由に期日が調整しにくいことが多かったが、そのようなことが減ってきているので、期日の回転がよくなったと感ずている。また、裁判所及び当事者間での情報の共有もしやすくなったと感ずている。

○ 法廷内は録音、録画が禁止されていると思うが、ウェブ会議ではそのようなことがしやすくないか。

■ 当事者以外の人物が参加することについては、カメラを360度回転してもらうなどして接続先の状況を確認することが考えられる。録音、録画をしているかどうかは判別が難しい。そのような疑いがあるときは、ウェブ会議による参加は認めないことも考えられる。他方で、ウェブ会議を利用する以上録音、録画の危険性についてはまわるので、そのことを前提としその危険をなるべくなくしていく運用上の工夫も考える必要があるかもしれない。現在は、どのような在り方がよいか検討しているところである。

(6) テーマについて意見交換をした概要（●委員長、○委員、□委員（説明者））

○ 民事訴訟のデジタル化の課題として、証拠書類をPDFファイルに変換して提出する場合に偽造されたものか否かをどのように確認するのか、代理人がいない訴訟当事者にどのように対応するのか、セキュリティの問題にどのように対応するのかという3点があると思うが、その点につ

いてお伺いしたい。

- 証拠書類の電子提出については、例えば、裁判の帰すうに重要な影響を与える証拠が偽造されたか否かが争点とされている事件などでは、その証拠を提出する当事者に裁判所に出頭してもらい、裁判官が証拠の原本をきちんと確認する必要があると考えている。代理人がいない訴訟当事者の対応については、なりすましを防ぐことが重要であり、1回は裁判に出頭してもらい、免許証などの確認書類によって本人確認をする必要があると考えている。また、出頭した当事者に録音、録画はできないことを説明したり、オンライン環境やT e a m s の理解などを確認し、代理人のいない当事者がT e a m s を安定的に使用することができるかどうか慎重に判断する必要があると考えている。セキュリティの問題については、2段階認証を取り入れているので、第三者が介入することは難しいと思われる。
- 現在、セキュリティの不安を解消して安心して裁判に参加していただくために代理人には2段階認証に協力してもらっている。
- 裁判のデジタル化は刑事裁判にも広がっていくのか。
- 刑事裁判のデジタル化については、検討が続けられていると思われる。家事事件や民事執行などの非訟事件についても同様である。
- 弁護士の方に質問したいが、ウェブ会議の利用により、以前より期日と期日の間隔が狭くなり、全体としてタイトなスケジュールになるのではないかと思うが、答弁書の作成など準備の負担が大きくなっているということはあるのか。
- 裁判官は弁護士の準備期間を考慮して期日を決めているので、準備の負担が大きくなっているということはないと思う。以前は裁判所に出頭するための日程が合わずに期日が後ろ倒しになることが多かったのですが、そういったことは減っていると思う。

- これまでも裁判官は弁護士の準備期間を考慮して期日を決めていたと思うし、弁護士も書類の準備が間に合わない場合には、期日を延期してもらうことがあったと思う。以前と異なる点は、これまで裁判所に出頭するために半日かかるなどして、予定が調整できず期日が後ろ倒しになることが多かったが、ウェブ会議の利用が進んだことにより、予定の調整がしやすくなったと思う。また、裁判所に出頭するための交通費を依頼者に請求する必要がなくなったので、そういった面でも負担が減っていると思う。
- 報道機関の記者は、相手との信頼関係を築くために対面での取材を重視している。裁判において、以前は期日で代理人同士が顔を合わせる機会があり、期日終了後に、廊下で和解の話をするといったこともあったと思うが、ウェブ会議だとそういったことが難しいのではないかと思う。ウェブ会議の利用において、裁判所や代理人の間の信頼関係はどのように醸成しているのか。
- 確かに、ウェブ会議の利用が進み、期日終了後に相手方代理人と話をすることは少なくなり、代理人同士で和解の話をする機会は減っているように思う。その代わり最近では裁判所がウェブ会議でも積極的に和解の話をするようになったと感じている。
- 代理人との関係については、私は代理人の特徴や面識の有無などを踏まえて対応を考えるようにしている。裁判官との関係については、ウェブ会議においても、裁判官が個別に話をする機会を設けてくれるので、話がしにくいということはない。また、ウェブ会議のほうが、より裁判官の表情が分かるようになったと思う。
- ウェブ会議においても、代理人双方の同意のもと、個別に和解の話をする機会はあると考えている。また、裁判官にはウェブ会議においても代理人の本音を引き出す技術が求められていると思う。

- 裁判も取材も、人間同士のやりとりなので、コミュニケーションや信頼関係の構築のために大事な点やタイミングというものはあると思う。ウェブ会議の利用が進んだとしても、そういったことは変わらずに残っていくのではないかと思う。
- ウェブ会議の様子を法廷で直に見ることができ、感じるが多かった。質問が2つある。1つ目は、さきほど水戸地裁のウェブ口頭弁論実施件数について、概数が紹介されたが、分母として口頭弁論期日全体の件数はどの程度あるのか。2つ目は、裁判の公開をどのように考えるのかという点だが、ウェブ口頭弁論では、ウェブ会議に接続するのは当事者のみで、傍聴人は法廷に来る必要があるということだと思うが、今後、傍聴人もオンラインで裁判を傍聴することは想定されているのか。感想として、さきほど別の委員からウェブ会議のほうが裁判官の表情がより分かるようになったというお話があった。ウェブ会議を利用した裁判では、裁判官や訴訟当事者は画面越しに正面を向いてコミュニケーションをすることになるが、非言語的なものを含め裁判におけるコミュニケーションの質が変わるのではないかと思った。また、今後、社会のデジタル技術が進展する中で、Teamsのような視覚と聴覚によるコミュニケーションツールのほかに、よりリアルに近いコミュニケーションツールが一般的に使用されるようになった場合、裁判においてもそのようなツールを利用するのかどうかという点は興味深く捉えている。社会のデジタル化の進展とともに、リアルなコミュニケーションとは何か、デジタルなコミュニケーションとは何か問われるタイミングが訪れるのではないかと考えており、長期的には今までの前提とは違った視点というものが必要になるのではないかと思う。
- 第1回口頭弁論期日はどの事件でも指定することになるが、それら事件のうち相手方に代理人がつく事件では、口頭弁論期日は取り消し、弁

論準備手続期日を指定して争点整理手続をすることが多い。実際に第1回口頭弁論期日を迎える事件というのは一部の事件であり、ウェブ口頭弁論の実施割合は少ないと思われる。

- 民事裁判は、手続進行の選択肢が複数ある。そのこともあり、今回は分母分子という形で把握していない。裁判は1つ1つが権利義務の争いであり、その背景に大きな悩みや悲しみがあるものもある。訴訟当事者が不安なく主張立証できるかということが重要であり、その点が阻害されないようにしなければならない。

- コロナ禍を経て、司法以外の分野でも会議やセミナーなどでオンライン化が進んでいる。オンライン化は、コストを抑え、時間の短縮、効率化を図ることができるなどのメリットがある一方で、例えば、オンラインのセミナーでは講師の熱意や受講者の受け取り方が分かりにくいなどの課題もある。そのため、最近では、コロナ禍の時期と比較すると、オンラインからリアルに戻ってきているという側面もある。裁判では公平性や透明性といった譲れない部分がある一方で、オンラインによる効率性などのメリットを享受していく必要もあると思う。そうしたことを踏まえ、裁判所はオンラインになじみやすい民事裁判などから導入を開始しているのではないかと思った。刑事裁判についても、公平性や効率性の双方を考慮し試行錯誤しながら、順次導入していく方向になるのだろうか。仔細な質問ではあるが、コミュニケーションツールとしてT e a m s を利用しているとのことだが、裁判所では一律にT e a m s を利用しているのか。

- 裁判所ではT e a m s を利用している。譲れない部分というのは裁判手続によって異なるところがあるので、手続ごとに違った在り方で検討がされることも考えられるが、オンラインを導入するからには、それによって享受できる効率化や迅速性というものを追い求めていく姿勢は共

通しているのではないかと思う。オンライン化による課題は今後も色々と生じると思うが、バランス感を持って柔軟に対応していくことが重要だと思う。

- 大学ではコロナ禍によって授業や会議などのオンライン化が進んだ。教授同士の会議は今でもほとんどオンラインで実施している。オンライン化により授業や会議は効率化したと思うが、オンラインだと相手が画面越しにどういった状況にあるのか分かりにくい。また、対面で会議をしていた頃と比較すると、対面の会議では、例えば、会議の終了後に教授同士で雑談をすることが意外と大事なコミュニケーションであったりしたので、オンライン化によってそういったものがそぎ落とされてしまったとも感じている。一方で、例えば、留学生の入試や論文審査などではオンライン化によって受験できる外国人が増えると思う。現に外国では入試などでオンラインを導入している大学もあるので、そういったところでは、リスクを考慮し、試行錯誤しながらオンライン化を推進できたらと思う。
- 裁判所の職員の方はT e a m s を業務にどのように使用しているのか。
- セキュリティを確保した上でチャットやメールなどを利用しており、そういったツールによる職員間のやりとりは増えたと思う。チャットだからできる相談事などもあるので、T e a m s の導入により職員間のコミュニケーションが促進された面もあると感じている。

5 次回のテーマ

「裁判員制度について」

6 次回の開催期日

令和7年6月23日（月）午後1時30分から午後3時30分まで